お寄せいただいたご意見・ご要望にお答えします(令和3年8月27日現在)

	分でいたにいたこと兄・こ女主にの合えしまり 	
No.	ご意見・ご要望	回答
1	ごみを本当に減らそうと思ったら、有料化以前に何か方法があるのではないか。処理料金を近隣市町と同じくらいにするというような平和な施策では、インパクトがないと感じる。分別をもっと細かくするとか、ごみ袋に、名前とまではいかなくても住所を書くとか、何らかにより自分たちは責任を持ってごみを出しているという意識を町民に持ってもらう必要があるのでは?	町民の皆様に「自分が出すごみに責任を持つ」という意識を持っていただくことは、ごみの適正排出や減量化を進める上で非常に有効だと考えており、今後、広報等で積極的に啓発していきます。今のところ、ごみ袋への記名は予定していませんが、分別の細分化等も含め、今後の状況を見つつ必要に応じて東伊豆町、東河環境センターと協議していきます。
2	今までは税金でごみ処理をしていたということだが、ごみ袋が高くなる分、町民が納める税金が減るのか。	有料化と引き換えに、直接、町民の皆様の税負担が減るということではありませんが、ごみの減量化が進むことで、税金で賄っているごみの収集、運搬、処分に係る経費の節減が期待できます。
3	賛否両論あるだろうが、ごみ処理手数料(可燃ごみ袋の価格)の金額をもっと高くしても良いと思う。ごみの減量化を進めようという本気度が感じられない。	ごみ処理手数料の金額については、東河環境センター事業 検討委員会へ諮問し、その答申に沿って近隣市町並みとし たものですのでご理解をお願いします。今回の有料化を きっかけに、今まで無関心だった方もごみの排出に意識を 向け、ごみの減量やリサイクルに取り組んでほしいと考え ています。
4	河津町では、新聞、ダンボール等は決まった収集日に出すことになっているが、南伊豆町役場前にある古紙回収機のように、家にためておくことなく出せる場所が河津町にもあると良いと思う。	今回のごみ処理有料化に当たり、ごみの減量化・資源化施策のひとつとして、河津町役場前駐車場に、資源ごみの回収ステーションを作ることを考えています。品目は、新聞、雑誌、ダンボール、ペットボトル等、衛生管理ができるものに制限することになると思いますが、利用時間を長めに設定し、町民の皆様が利用しやすいものにしたいと考えています。準備ができ次第、回覧等でお知らせする予定です。
5	道路沿いの目につきにくい所に、ビン、缶、コンビニの袋に入ったごみなどを不法に捨ててある。町で行っている不法投棄パトロールで、竹やぶや道路際の林の中など、毎回とは言わないが、止まって確認しながらパトロールしてもらえるとありがたい。	現在、不法投棄監視員が週3日程度、町内のパトロールを 行っています。有料化後の不法投棄が増加することのない よう、さらに丁寧にパトロールを実施し、不法投棄頻発箇 所の把握や不法投棄防止等の対策に努めます。
6	事業系のごみを減らさなければ、町民がいくらごみを減らし ても効果が上がらないのではないか。	河津町は観光地であるため事業系のごみの割合は多く、ご みの全体量を減らすためには事業系ごみについても削減を 目指す必要があると考えています。事業系ごみについて は、東河環境センター事業検討委員会の答申に沿ってエコ クリーンセンター東河への持込ごみの料金改定を予定して おり、効果があるものと考えます。
7	環境美化推進員の活動中、ごみステーションへの不適正な分別があったときは、今までは自分で買った町指定袋を使用して分別し直していた。令和4年5月1日から、ごみステーションに古い袋で出されても回収しないというが、環境美化推進員がごみステーションの見回りの際に使用する袋は、町で出してくれるのか。	各地区のごみステーションは、使用する地区住民のマナー や環境美化推進員の活動により、適正に保たれていると理 解しています。有料化後の環境美化推進員活動に使用する 袋については、新たな袋を用意し、お配りすることを考え ています。ただし、古い指定袋での排出は不適正排出です ので、ごみを出した人に責任を持って片付けてもらう必要 があります。
8	分別収集をするにあたり、さらに大きいサイズを増やすな ど、不燃・資源ごみ袋のサイズを見直してほしい。	町指定不燃・資源ごみ袋は、Mサイズ30リットル、Sサイズ10リットルがありますが、さらに大きいサイズの必要性について、要望多数の場合は販売実績に基づき検証し対応を図りたいと考えています。
9	販売店に残った古いごみ袋は、買戻しをしてくれるのか。	ごみ袋の販売事業者が抱える在庫については、個別対応を 検討しています。
10	令和4年4月1日からの有料化が、その後どのように影響し効果があったかということについて、町民に知らせてほしい。	ある程度の期間(1年~1年半ほど)が経過後に、初回の 検証・公表を予定しています。